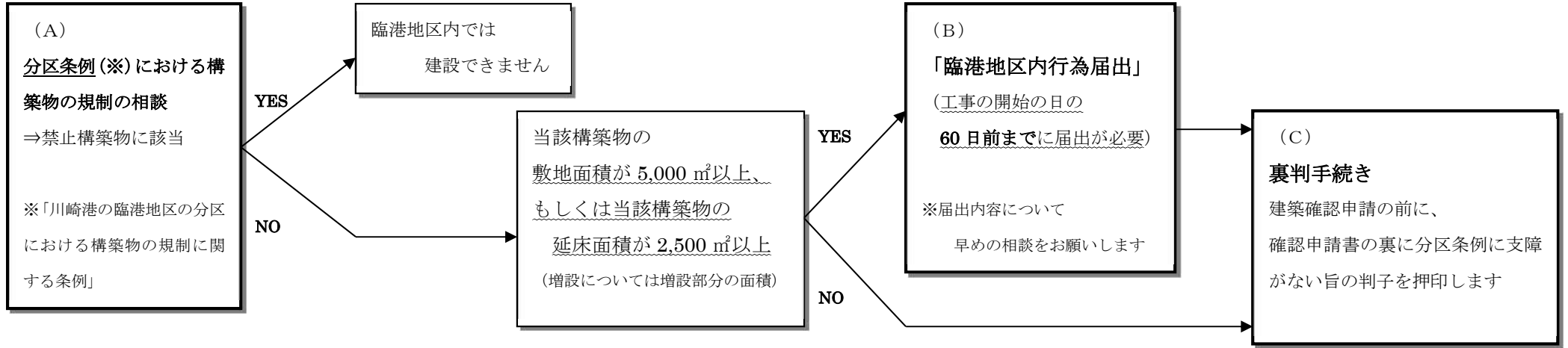


臨港地区内に建築物その他の構築物を建設する場合 港湾法における手続きフローチャート



(D)
「港湾隣接地域工事許可申請」
港湾隣接地域(※)で構築物を建設又は改築
※港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であって港湾管理者が指定する区域
(詳細は港湾管理課(川崎マリエン4階、044-287-6024)へ)

問い合わせ先及び窓口

(A) 分区条例における構築物の規制の相談、(B) 臨港地区内行為届出、(C) 裏判手続きに関すること
○港湾局港湾経営部経営企画課
川崎区宮本町1 本庁舎16階 電話 044-200-3073

(D) 港湾隣接地域工事許可申請に関すること
○港湾局川崎港管理センター港湾管理課
川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階 電話 044-287-6024